

○議長（茅沼隆文）

日程第3 議案第3号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地域別最低賃金の改定に伴い、徴収嘱託員の報酬のうち時間額を引き上げることとしたいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼税務窓口課長。

○参事兼税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第3号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、今回、提出させていただいております内容について、御説明いたします。町の非常勤職員であります徴収嘱託員につきましては、報酬の形態として、時間額及び徴収割額を持って、徴収嘱託員の報酬としてございます。このうち、時間額につきましては、神奈川県最低賃金を参考に、町のほかの非常勤職員の賃金とも均衡をとりつつ、報酬額を設定しているところであります。

昨年10月1日付けで、神奈川県最低賃金が、県下の最低基準金額として増額改正されておりますので、町の徴収嘱託員報酬も、本年4月以降に発生する時間額について、単価の見直しを図りたいため、条例改正を御提案するものでございます。

この条例の別表第45号で、徴収嘱託員の報酬をお示ししてございますが、改正後の時間額で960円、改正前では、940円で、改正にあたりまして、20円のプラスとして改めようとするものでございます。

それでは、1ページおめくりいただきたいと思います。改正する条例案を朗読いたします。

開成町条例第 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正

する。

こちらの別表の中の第45号になります。改正後の欄の時間額で960円としてございます。これが改正前では、940円でした。

それでは附則でございます。附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、採決を行います。

議案第3号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員よって、可決いたしました。